



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 29 日 (火)
第 8 2 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (412) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護事業、居宅介護支援事業及び介護予防事業の廃止の届出 (413) (〃) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (414) (〃) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (415・416) (経済通商総室) 4
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域等の 指定の解除 (417) (畜産課) 6
	家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び 家畜等の指定 (418) (〃) 6
	保安林の指定予定 (419) (森林・林業総室) 7
	基本測量の実施 (2件) (420・421) (技術企画課) 8

告 示

鳥取県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	平成22年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	平成22年4月1日
ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	平成22年4月12日

鳥取県告示第413号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、居宅介護支援事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	会見訪問介護事業所	西伯郡南部町浅井938	平成22年3月31日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
----	------------	--------------	---------------	-------

特定非営利活動 法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	平成22年3月31日
-------------------	--------------------	------	--------------------	------------

3 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動 法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	平成22年3月31日

鳥取県告示第414号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	訪問介護	平成22年4月1日
〃	〃	〃	〃	訪問入浴介護	〃
〃	〃	デイサービスセンターれしーぶ	〃	認知症対応型通所介護	〃
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	通所介護真誠会ローズガーデン	米子市富士見町6-6	通所介護	平成22年4月15日
株式会社悠久	鳥取市青葉町一丁目309	デイサービスセンターゆず	鳥取市青葉町一丁目309	〃	平成22年6月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	訪問リハビリテーション	〃

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	居宅介護支援事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年4月1日

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ウエルアップ	東伯郡北栄町西穂波36	有限会社ウエルアップ	東伯郡北栄町西穂波36	介護予防福祉用具貸与	平成22年4月1日

社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	訪問介護事業所れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	介護予防訪問介護	〃
〃	〃	デイサービスセンターれしーぶ	〃	介護予防認知症対応型通所介護	〃
社会福祉法人真誠会	米子市大崎1511-1	通所介護真誠会ローズガーデン	米子市富士見町6-6	介護予防通所介護	平成22年4月15日
株式会社悠久	鳥取市青葉町一丁目309	デイサービスセンターゆず	鳥取市青葉町一丁目309	〃	平成22年6月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町566	鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	介護予防訪問リハビリテーション	〃

鳥取県告示第415号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店F Cウシオ

鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520-2、520-3、521-1、521-2、522、572、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、581-1、582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ウシオ 鳥取市二階町一丁目218 代表取締役 潮 巽市

株式会社あさひ 広島県三次市十日市東六丁目3-33 代表取締役 中重 俊二

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗

丸美惣菜株式会社 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 井田 昭雄

有限会社リビングストアー 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 英之

有限会社あみはま薬局 鳥取市今町一丁目101 代表取締役 網濱 博

株式会社ファーストリテイリング 山口県山口市宇佐山717-1 代表取締役 柳井 正

変更後 株式会社ウシオ 鳥取市二階町一丁目218 代表取締役 潮 巽市

株式会社あさひ 広島県三次市十日市東六丁目3-33 代表取締役 中重 俊二

株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗

丸美惣菜株式会社 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 井田 昭雄

有限会社リビングストアー 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 英之

有限会社あみはま薬局 鳥取市今町一丁目101 代表取締役 網濱 博

松川商事株式会社 米子市両三柳2366-4 代表取締役 松川 俊友

3 変更年月日

平成19年11月16日

4 届出年月日

平成22年6月10日

5 変更する理由

小売業者の変更による。

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成22年6月29日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム鳥取店F C ウシオ

鳥取市古海509、509-1、510-1、511-1、514-1、514-3、515-1、518-1、519、520-1、520-2、520-3、521-1、521-2、522、572、573、574、575、576、577、578、579-1、579-2、581-1、582-1、582-7、583-1、587-1、589-1、590、593、594-1及び594-2並びに徳尾182-1

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 カインズホーム 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時

ケーズデンキ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イエローハット 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

丸合 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

エース 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

ユニクロ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 株式会社ウシオ 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時

株式会社ウシオ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

株式会社あさひ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

株式会社サンマート和光 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
丸美惣菜株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
有限会社リビングストアー 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
有限会社あみはま薬局 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
松川商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

3 変更年月日

平成19年11月16日

4 変更する理由

お客様の利便性向上のため

5 届出年月日

平成22年6月10日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年6月29日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第417号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定による移入の禁止に係る県外の区域等の指定を次のとおり解除し、平成22年6月4日から適用するので、同規則第6条第3項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定を解除する県外の区域及び家畜等

平成22年鳥取県告示第320号（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について）で指定した県外の区域（1の（2）から（6）までに掲げる区域を除く。）及び家畜等

鳥取県告示第418号

家畜伝染病のまん延の防止に関する規則（平成15年鳥取県規則第77号）第3条第1項の規定に基づき移入の禁

止に係る県外の区域及び家畜等を次のとおり指定するので、同規則第6条第1項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する県外の区域

- (1) 宮崎県東諸県郡綾町全域
- (2) 宮崎県西諸県郡高原町全域（家畜伝染病のまん延の防止に関する規則による移入の禁止に係る県外の区域及び家畜等の指定について（平成22年鳥取県告示第320号。以下「第320号告示」という。）により指定した区域を除く。）
- (3) 宮崎県小林市全域（第320号告示により指定した区域を除く。）
- (4) 宮崎県都城市全域
- (5) 宮崎県北諸県郡三股町全域
- (6) 宮崎県児湯郡西米良村全域
- (7) 宮崎県日南市全域
- (8) 宮崎県延岡市全域
- (9) 鹿児島県曾於市全域

2 指定する家畜等

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにこれらの死体並びに口蹄疫^{てい}の病原体を広げるおそれのある物品

3 指定に係る期間

平成22年6月29日から当分の間

4 指定する目的

口蹄疫^{てい}のまん延を防止するため

鳥取県告示第419号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡伯耆町莊字大休場469の3、471、473、476の2から476の6まで、478、481、483、484、486、487、491、492、496の1、505の2、505の4、505の5、字鍛冶屋原497、字西谷山501の1、501の4から501の6まで、501の8から501の23まで、501の25から501の28まで、501の30、501の32から501の39まで、502の1、502の2、字東谷山505の1、字井手口891から893まで、898の1、898の3、898の5、899の1、字通路ノ内1305の1、1306の1、字見渡り下モ1311の1、1312の1、1313の1、1314の1、1315の1、1315の3、字見渡り下ヶ市1321、1322、1325、1326の1、1328の1、1342、字見渡り原1343の1、1344、1345の1、1347から1349まで、1350の1、1350の4、1350の6から1350の23まで、1350の26から1350の30まで、1350の35、1350の68、1350の71、1350の76、1350の82から1350の85まで、字見渡荒神ノ前1369の1、字見渡牛切口1374、1375、1377、1391の2、字牛切1394の1、1394の11、1395の1、1395の3、1395の5

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第420号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量)
- 2 作業期間 平成22年5月10日から同年12月24日まで
- 3 作業地域 鳥取市及び八頭郡智頭町

鳥取県告示第421号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 2 作業期間 平成22年5月28日から平成23年3月25日まで
- 3 作業地域 米子市及び西伯郡日吉津村